

基金情報

No. 98

平成22年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

事 項	2月末数	対前月増減数	事 項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	237	0	年金掛金	調定額(円) 1,637,167,258	
加入員数(人)	男子	4,985	-31	収納額(円) 1,626,938,970	
	女子	2,246	-6	収納率 99.38%	
	計	7,231	-37	事務費掛金調定額(円) 66,349,878	
平均標準給与月額(円)	男子	329,995	-2,085	資産運用	信託資産額(時価) 247億5,153万円
	女子	224,229	-921		修正総合利回り 13.92%
	計	297,143	-1,804		ベンチマーク差 1.95%
受給者数(人)	6,118	5	慶弔金の支給件数・金額	96件180万円	
平均年金額(円)	503,750	793	年金相談件数	833件	

年金関係

～働きながら年金を受給されている60歳以上の方～
在職年金の支給停止額の計算方法が変更になりました(平成22年4月から)

■ 在職年金 ■

当基金の在職年金は、国の老齢厚生年金(報酬比例部分)の一部を代行しているため、年金額・給与・賞与の額に基づき、厚生年金の在職年金の仕組みにより停止すべき額を算出し、国が先に支給停止を行い、国の停止額の計算結果が年金額(国)を超えた場合、超えた分は基金の年金を停止(0%～100%)することとなっております。

それにより、平成22年4月に国の在職老齢年金制度における支給停止額の計算方法が改正されたことに伴いまして、当基金の在職年金の支給停止額も変更となります。(平成22年6月定期支払分から)

■ 国の在職年金の計算方法 ■

在職年金の停止額を計算するために基準となる額は、総報酬月額相当額(※注1)と基本月額(※注2)です。今回の改正により、総報酬月額相当額が48万円から47万円に変更となりました。

※注1 総報酬月額相当額：給与月額と、その月以前1年間の賞与額の総額を12で割って得た額との合計

※注2 基本月額：国の老齢厚生年金額(基金の代行相当額含む)の12分の1

【60歳前半(60歳～64歳)の在職老齢厚生年金】(二重下線部分に変更となった部分)

- (1) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円以下の場合・・・支給停止=0(全額支給)
- (2) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円を超える場合は、次の場合に応じ停止額を算出

- ◆ 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

$$\text{停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1 / 2 \times 12$$

- ◆ 基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

$$\text{停止額} = \{(\underline{47\text{万円}} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1 / 2 + (\text{総報酬月額相当額} - \underline{47\text{万円}})\} \times 12$$

- ◆ 基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき

$$\text{停止額} = \text{総報酬月額相当額} \times 1 / 2 \times 12$$

- ◆ 基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき

$$\text{停止額} = \{\underline{47\text{万円}} \times 1 / 2 + (\text{総報酬月額相当額} - \underline{47\text{万円}})\} \times 12$$

【60歳後半(65歳～)の在職老齢厚生年金】(二重下線部分に変更となった部分)

- (1) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円以下の場合・・・支給停止=0(全額支給)
- (2) 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が47万円を超える場合

$$\text{停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \underline{47\text{万円}}) \times 1 / 2 \times 12$$

当基金のホームページに、最新の「基金規約」(平成22年4月改訂)を掲載いたしました。
PDF版でダウンロードできます。(紙ベースで郵送を希望される場合は、当基金までご連絡ください。)

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～
連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

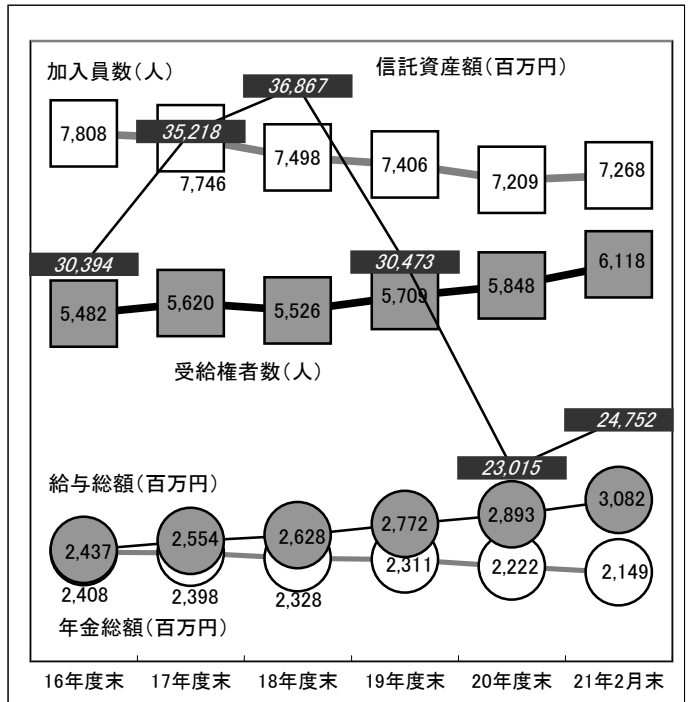
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

***3月分の掛金納入期限は、平成22年4月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

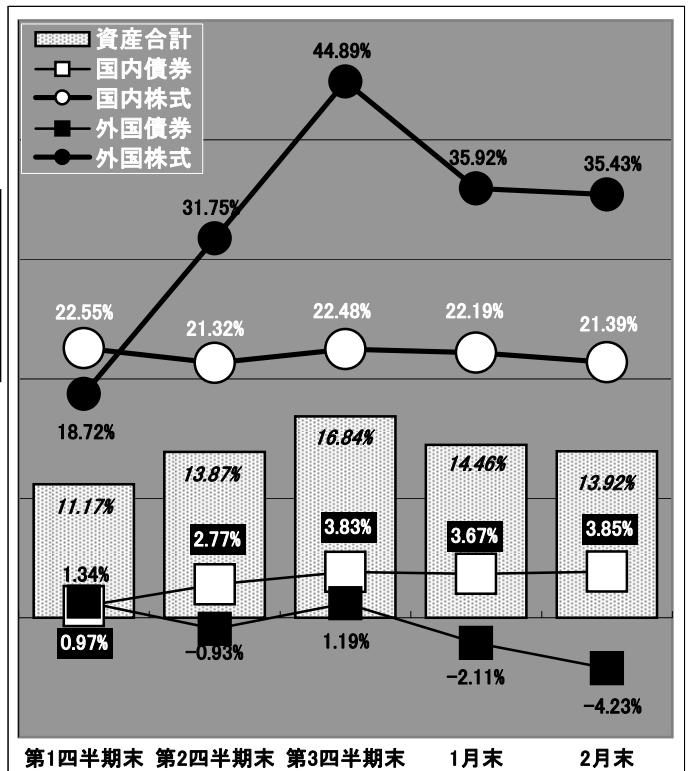
設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	㈱芝浦サンテ	飯田 浩志	H22. 2. 11
所在地変更	電気硝子工業会	新宿区百人町	H22. 2. 15

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

4月の予定

- 15日 業務報告書提出(厚生労働大臣宛)
- 16日 算定基礎届関係文書送付
- 26日 年金資産運用委員会(ガラス会館)